

教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会最終取りまとめ概要

(平成27年12月21日)

重大事故の発生防止のための今後の取組みとして、以下のとおり取りまとめ

1. 事故の発生防止(予防)のためのガイドライン、事故発生時の対応マニュアルの作成

- 本検討会において検討された、特定教育・保育施設等における重大事故の発生防止及び事故発生時の対応に関するガイドライン等に盛り込むべき内容(骨子)を踏まえ、具体的なガイドライン、マニュアルは、別途調査研究事業において作成する
- 各施設・事業者や地方自治体は、このガイドライン、マニュアルを参考に、各々の実態に応じて事故発生防止等に取り組む

2. 事故の再発防止のための事後的な検証

- 地方自治体における検証

教育・保育施設等における子どもの死亡事故等について、事実の把握、発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討するために実施 * 検証にあたっては、プライバシー保護及び事故に遭った子どもや保護者の意向に配慮する

<検証の実施主体>

- ・特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業 → 市町村(都道府県は市町村の検証を支援)
- ・認可を受けていない保育施設・事業 → 都道府県(指定都市、中核市を含む)

<検証の対象範囲>

地方自治体・・・死亡事故、死亡事故以外の重大事故(検証を必要と判断した事例 例:意識不明等)

(施設・事業者は、上記以外の事故、ヒヤリハット事例について適宜検証を実施する)

- 国における再発防止策の取組

有識者会議を設置し、地方自治体の検証報告等を踏まえた再発防止策を検討・提言

- ・事故報告に基づく集計・傾向分析 ・再発防止に係る提言 等を実施

3. 事故の発生・再発防止のための指導監督のあり方

- 重大事故の発生・再発防止の観点からの指導監督の効果的な運用が必要

- ・重大事故が発生した場合等、事前通告なく指導監査を実施すること等を通知等で明確化
- ・事故の発生・再発防止に対する日常的な指導の充実

※今後の施設・事業者や地方自治体の運用状況等を踏まえ、事故の発生防止等の取組みについて引き続き見直していく

教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会について

参考

1. 背景

- 子ども・子育て支援新制度では、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、事故の発生又は再発を防止するための措置及び事故が発生した場合における市町村、家族等に対する連絡等の措置を講ずることとされている。(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 第32条、第50条)
- 平成26年6月30日開催の第16回子ども・子育て会議において、特定教育・保育施設等の重大事故の発生・再発防止について行政の取組のあり方等を検討すべきとされた。

2. 検討会の議論

- 教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会(平成26年9月8日)を設置し、次の事項について議論
 - ①重大事故の情報の集約のあり方
 - ②集約した情報の分析、フィードバック、公表のあり方
 - ③事故の発生・再発防止のための支援、指導監督のあり方

3. 中間取りまとめ(平成26年11月28日)

○重大事故の集約範囲・方法・公表のあり方について取りまとめ

- ・報告対象施設・事業者：特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業(子どもを預かる事業に限る)、認可を受けていない保育施設・事業
 - ・報告の対象となる重大事故の範囲：死亡事故、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故
 - ・報告内容及び報告期限：報告様式を定め、報告期限の目安(第1報は事故発生当日等)を設定
 - ・報告のルート：特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業の施設・事業者 → 市町村 → 都道府県 → 国
認可を受けていない保育施設・事業者 → 都道府県 → 国
- ※「特定教育・保育施設等における事故の報告について(平成27年2月16日)」により通知
- ・公表のあり方：国において事故報告をデータベース化し、内閣府HPで公表(個人情報を除く) ※平成27年6月より四半期ごとに内閣府HPで公表

4. 最終取りまとめ(平成27年12月21日)

○重大事故の発生防止のための今後の取組みについて取りまとめ

- ・事故の発生防止(予防)のためのガイドラインの作成
 - ・事故発生時の対応マニュアルの作成
 - ・事故の再発防止のための事後的な検証：地方自治体…死亡事故、必要と判断した場合の死亡事故以外の重大事故の検証
国…有識者会議を設置し、地方自治体の検証報告等を踏まえ、再発防止策を検討
 - ・事故の発生・再発防止のための指導監督のあり方：重大事故が発生した場合等に事前通告なく指導監査を実施できる旨を明確にするとともに、日常的な指導が適切になされるよう地方自治体へ通知
- ⇒施設・事業者、自治体向けにそれぞれ対応したものを作成
検討会では骨子を示し、具体的なガイドライン等は現在行っている調査研究事業で作成